

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行
株式会社常陽経営コンサルタンツ
〒973-8408
福島県いわき市内郷高坂町砂子田94 番地
TEL0246-27-9110 FAX0246-27-9118

38 税務署において納税者 74 人から 税金の徴収不足が 2 億 7581 万円

会計検査院がこのほど公表した 2014 年度決算検査報告によると、各省庁や政府関係機関などの税金のムダ遣いや不正支出、経理処理の不適切などを指摘したのは 556 件、1568 億 6701 万円 (536 件分) にのぼった。前年度に比べ、指摘件数は 39 件減り、指摘額では 44.6% 減と大幅に減少したものの、2017 年 4 月の消費増税を控えて、依然として多額の税金がムダ遣いされている状況に納得のいかない国民も多いことだろう。

財務省に対しては、法令違反に当たる不当事項として、税金の徴収額の過不足 2 億 7581 万円 (前年度：2 億 6407 万円) が指摘された。38 税務署において、納税者 74 人から税金を徴収す

るにあたり、徴収不足が 72 事項、2 億 3109 万円、徴収額過大が 2 事項、4472 万円だった。前年度は、57 署において徴収不足が 104 事項、2 億 5733 万円、徴収過大が 2 事項、674 万円だったので、徴収不足は約 1 割 (10.2%) 減少したことになる。

徴収が過不足だった 74 事項を税目別にみると、「法人税」が 31 事項 (1 事項は徴収過大 4200 万円) で徴収不足が 1 億 2931 万円と最多、以下、「申告所得税」20 事項 (同 271 万円)、同 7033 万円、「相続・贈与税」15 事項、同 1673 万円、「消費税」6 事項、同 729 万円、「源泉所得税」2 事項、743 万円だった。これらの徴収不足額及び徴収過大額については、会計検査院の指摘後、全て徴収決定または支払決定の処置がとられている。

緊急調査 企業のマイナンバー対応調査 対応完了した企業は 40%、対応中は 59%

労働問題の研究機関である一般財団・労務行政研究所が、人事と経営の双方の最新課題を「緊急調査『企業のマイナンバー対応状況アンケート』」で明らかにした。調査は WEB で集計は 417 社 (1 社 1 人)。関心が高いのが安全管理措置と社員の「副業」の扱い。

▼副業禁止 84%、発覚時「処分あり」68% マイナンバー導入で所得が捕捉しやすくなり、「副業」の発覚も増えるとされる。しかし副業発覚はマイナンバー制度が直接原因ではなく、本業と副業の給与から算出された住民税額が自治体から勤務先に通知され、住民税額が同じ給料を支払っている他の社員より高い場合、勤務先はその社員に副収入があると気づき、発覚する。

ただし、どこでどのように収入を得たのか所得増の原因まで知らされるわけではなく、勤務先は、あくまで副収入がある事実を知る。就業規則に「副業禁止規定がある」は 83.5%。副業禁止規定のある 348 社に対し副業が発覚した際の対処は、「極端な事案にだけ対処する」が 35.3% で最多、「厳格に対処する」が 32.2% と僅差。「検討中」は 13.2% だった。「極端な事案にだけ対処する」と「厳格に対処する」の両者を合わせると 67.5% となり、約 7 割の企業で懲戒処分がなされる可能性が高い。実務面の課題は、41.2% が「組織的・人的・物理的・技術的などの安全管理措置」と負担を挙げた。